

うようなところで御希望があったのが100台程度というところですので、こちらについては町長答弁にもありましたとおり、戸別受信機のあることによるメリット、そういったところも周知等しながら普及に努めていければなというふうに思っております。

- 1 2 番 普及率、非常にまだまだ低いなというふうな感想を持ちますけども、こういったものの防災の情報提供も今後も非常に重要だと思います。まだまだ携帯電話等とかインターネット等も使えないような、使っていないような高齢者もおります。携帯電話持つ必要がない方もおられます。情報提供を確保する上でも、一層、以前購入された方からしてみたら不公平があるかもしれませんが、一層、全戸に普及させる、配布する、そういったようなお考えございませんでしょうか。

防災安全課長 近隣ではそういったところの取組をされている町もあるようなのですけれども、現時点では取りあえず申請方式で対応をしてみたいと思います。

それと、やはり現在は確かに携帯、そういったものの情報の収集というものもできたりですとか、テレビ等でのLアラートでの確認、いろんなところで情報の捉えができる環境にありますので、そういったところの情報の捉え方、そういったものも併せて町民の方には周知しながら、防災戸別受信機等の普及等併せて周知に図ってみたいと思っております。

- 1 2 番 時間がありませんのでここで質問を終わりたいと思いますけども、町長、公約実現、所信表明は至誠勤労という言葉を使って公約に取り組んでいくということをおっしゃっていましたので、今後も公約実現に向かって鋭意取り組んでいただきたいというふうに思っております。

以上の質問といたします。

議 長 以上で、12番議員、清水亜樹君の一般質問を終わります。

ここで、休憩いたします。再開は10時45分です。

(10時25分 休憩)

(10時45分 再開)

議 長 休憩を解いて再開いたします。

引き続き、通告2番、6番議員、岡田幸二君。

- 6 番 おはようございます。6番議員、岡田幸二でございます。

まずは、今年に入り新型ウイルス、コロナ禍によりいろいろな方面で影響を受けておりますが、特に感染された方々には重ねてお見舞い申し上げますとともに、医療に従事する方々には一層感謝の念に堪えません。第3波が心配されていますが、1日も早く安心して生活できる世の中になりますようお願いできません。

通告に従いまして、質問をさせていただきます。2点ございます。

1点は「町と自治会との関わりについて」、2点目「スポーツ施設を備えた公園・緑地の整備について」です。

まず1番目として「町と自治会との関わりについて」です。

私は、町と自治会とは切っても切れない縁があると考えております。昨今、自治会の衰退が叫ばれている中、本質問をいま一度、町と自治会との関わりについて考える機会とし、本町がさらなる発展へとつながるよう進めていきたいと考えております。

さて、私の自治会では、役員、特に自治会長がなかなか決まらないですとか、会合があっても出席者の顔ぶれはいつも同じといった現状に直面しました。幾つか理由はあるのですが、なかなか次世代を担う方が集う機会がない、もしくは集う機会に恵まれないという状況であり、町内には19の自治会がありますが、押しなべて同じ状況ではないかと察するところです。ましてや、このコロナ禍の中で会合すら開けない状況が続き、さらに先行き不透明な状況が増えています。

昨年7月には、自治会長研修で神奈川県庁を訪問しましたが、未来創生課でコミュニティ・再生活活性化に関する取組についての話を聞きました。まさに県も同じことを問題として捉え、市町村と一緒に取り組んでいるのだと認識した次第です。住まいを軸としたコミュニティとして、自治会、子供会、老人クラブ、自主防災、商店会、学校等々がありますが、その問題点を洗い出し、対策を練っているとのことでした。大きな問題としては、人口動態に関わる時代の流れがあります。少子化、高齢化の進行による年代別人口構成の変化と人口減少です。また、自営業の方が減り、勤め人が増えることにより、その結果自治会活動に従事できる環境が減少してきているという点です。

本町では、第5次総合計画に引き続き、第6次総合計画素案においても、そ

の基本構想、まちづくりの方針の一番目に協働を掲げ、自治会などの地域活動を支援し、地域コミュニティの強化を図るとともに、人権の尊重や男女共同参画の推進に取り組みます。

また、町民との情報の共有を図り、町民、議会、行政がそれぞれの立場から知恵と力を出し合い、地域が一体となったまちづくりを進めます、とあるように自治会は町の施策を進める上でのまさに核となる母体であることは間違いありません。その自治会を活性化するには、補助金という費用面以外でも町の強力なサポートを必要とすると考えております。

大井町自治基本条例第8条、「自治会とは、まちづくりを町民が主体的に行うための中心的役割を担う組織をいい、住民は、原則として自治会に加入しなければならない」とあります。自治会は地方自治の中心としての機能を持ち、住民は原則加入の義務があるわけですが、少子高齢化や核家族化の進展、生活様式の多様化に伴い、年々自治会の構成員は減少し、その活動は衰退してきています。繰り返しとなりますが、自治会は地方行政にとって、なくてはならない存在であり、自治会加入率を高め、活動を活発化することで町民の安心・安全、そして住みやすい環境づくりが実現できると考えているところです。

しかしながら、自治会では役員の成り手もいないなど、自治会の運営自体行き詰まってきています。一例を申し上げますと、大井町子ども会育成者連絡協議会、通称町子連ですが、来年3月をもって解散に追い込まれるということになりました。行く行くは自治会の存在意義に関わりかねないと危惧しているところです。そこで、町と自治会の関わりについて、町長のお考えを確認させていただきたいと思います。

- 1、町にとって自治会とは何か。
- 2、自治会の加入率の傾向は。
- 3、震災等発災時に自治会が担う役割とは何か。
- 4、平時に自治会が担う役割は何か。
- 5、自治会を維持・活性化していくことに必要なことは。

大きな2番としまして、「スポーツ施設を備えた公園・緑地の整備について」です。都市公園比率が平成25年度末1人当たり0.28平方メートルと近隣市町に比べ、極端に少ない統計が出ている中、仮称大井中央公園が整備され、1

人当たり1.69平方メートルまで増加することとなりますが、近隣市町に比べまだ少ない状況であります。

こちらは第6次総合計画素案第3章まちづくりの方向性の中にある、まちづくりの課題としても示されています。これは、町民アンケートですが、どの地区でも満足度の低い施策ベスト5に入っており、計画的な整備が必要と考えます。特にスポーツ施設を備えた公園・緑地は少なく、町民の健康促進の面からも整備すべき課題と考えます。そこで、以下について伺います。

1、増加後公園・緑地は近隣市町と比較して、現状どう評価するのか。また、今後の方針を伺います。

2、公園として酒匂川健楽ふれあい広場があり、軟式野球をはじめスポーツを兼ねて楽しめていましたが、大雨により何回か使用不能になった経緯があります。現在も利用できていませんが、今後の整備はどのように考えているのか。

以上、登壇での質問といたします。御答弁よろしく願いいたします。

町長 通告2番、岡田議員からは「町と自治会との関わりについて」と「スポーツ施設を備えた公園・緑地の整備について」の大きく2つの御質問をいただいております。

1つ目の「町と自治会との関わりについて」でございますが、細かく5項目の御質問をいただいておりますので、随時お答えさせていただきます。

1点目の「町にとって自治会とは何か」との御質問でございますが、自治会は地域住民のふれあいや交流活動のほかには自分たちの地域を住みよい町にするため、お互いが協力し合いながら様々な活動に取り組む、住民が自主的に運営を行う団体であり、地域コミュニティづくりの担い手であります。一人一人では成しえないことができるのは自治会組織であり、地域の支え合いです。このように、地域に根差した自治会は住民自治や町民参加を基本として様々な問題を地域で解決していくための主体であります。しかし、地域課題の全てを自治会だけで解決することは難しく、課題によっては自治会と行政が相互に連携・協力し、役割分担を決めながら解決に取り組む協働のまちづくりが重要であると考えております。自治会での活動は身近な町民参加の機会であり、地域で活動する様々な団体と連携、協力により、町民主体の地域づくりが今後の町の発展につながっていくと考えており、まちづくりの重要なパートナーと捉えてお

ります。

このことは、大井町自治基本条例第8条においても、「まちづくりを町民が主体的に行うための中心的な役割を担う組織」と規定していることから、その存在を重要視していることが御理解いただけるものと考えております。今後も引き続き自治会との連携を密にし、自治会活動の円滑な運営のサポートに努めてまいります。

2点目の「自治会の加入率の傾向は」についてでございますが、本町の自治会加入率につきましては、令和2年4月1日現在の状況で、自治会から報告を受けた加入世帯が5,217世帯、町内の総世帯数が7,037世帯。加入率は74.1%となっております。最も加入率の高い自治会では87.3%、逆に最も低い自治会では60.8%となっております。

また、前年度の加入率は76.4%であったため、1年間で2.3ポイント低下しております。総世帯数は165世帯増加しているのに対し、自治会加入世帯は32世帯減少している状況です。さらに、平成30年の加入率は76.9%であったことから、直近3年間の傾向として、加入率は年々減少傾向になっているところがあります。

次に、3点目の「震災等発生時に自治会に担う役割とは何か」についてでございますが、初めに自治会の自主防災組織の位置づけについて、簡単に申し述べさせていただきます。自主防災組織というのは、災害対策の最も基本となる法律である「災害対策基本法」において、「住民の隣保協働の精神に基づく自発的な防災組織」として、市町村がその充実に努めなければならない旨が規定されており、各市町村において、地域の実情に応じて町内会や小学校区などを単位として結成がなされているものとなります。本町においてはこの単位を自治会単位としていることから、自治会イコール自主防災組織という認識のもと、答弁させていただきますので、御了承ください。そもそもこの自主防災組織の必要性が強く求められるようになった背景には、平成7年1月に発災した阪神・淡路大震災による救助の実態が大きく影響しています。それまでは、「防災は行政の仕事」、「官と民の間には一線がある」と言われていたわけですが、この大規模災害においては、交通の阻害や同時に多発する火災への対応から、公的な防災関係機関の活動が著しく低下し、救助の困難を極めたようです。事

実、家屋の倒壊による生き埋めや建物に閉じ込められた人のうち、約95%は自力、もしくは家族や隣人などに救助され、消防などの公的機関に助けられたのは僅か1.7%だったというデータがあります。こういった調査結果などからも、発災直後の人命救助や初期の消火活動は、近隣住民の協力が大きな役割を果たすものであるという認識が高まり、自主防災組織の必要性が強く求められるようになりました。

こういった経緯を踏まえますと、震災発生時における自主防災組織の役割といたしましては、被害状況や安否確認等の情報の収集や伝達、出火の防止、初期消火、救出・救助、応急手当、避難誘導などが考えられ、現行の地域防災計画にも記載させていただいているところでございます。

また、東日本大震災では地震・津波によって、市町村の行政機能が麻痺してしまったことなどもあり、地域住民自身による自助、地域コミュニティにおける共助が避難所運営等において、重要な役割を果たしたと言われております。これに関しては、本町の地域防災計画でも避難所の運営については、自主防災組織の代表等で構成される「避難所運営委員会」を設置し、避難所における生活環境の維持に努めてもらう計画となっていることから、避難所の運営という役割も自主防災組織の大きな役割の一つであると考えております。

4点目の「平時に自治会が担う役割は何か」についてでございますが、基本的には前段の役割を効率的に行うために必要な活動を行うことが主な役割であると考えております。具体的に申し上げますと、防災訓練を実施し、災害発生時の活動体制を整備したり、防災に関する知識や技能等を習得するとともに、地域へ普及したり、防災用資機材等の備蓄や管理などが考えられます。町といたしましては、そういった活動を支援するために、補助金の交付や研修メニューを提供、訓練の実施といった事業に取り組んでおり、今後もこれらの事業を継続するとともに、引き続き、有事に自主防災組織がしっかり機能するために必要なことを見据えた対策を検討してまいりたいと考えております。

こういった平時における防災の専門的な活動や役割もさることながら、災害時に必要なマンパワーの原動力は、日頃の地域のつながりによるところが非常に大きいと思っております。そういったことから、平時において地域の輪を広げていくことも大切な役割であると思っております。

5点目の「自治会を維持・活性化していくことに必要なことは何か」についてでございますが、先ほど申し上げたとおり、自治会の加入率につきましては、町と自治会において、加入に関する取組を行っているものの、年々減少傾向にあり、役員等の人材不足やコミュニティ活動の停滞、さらには住民同士の関係の希薄化が懸念されております。

加入率の低下には、価値観の多様化や単身、共働き世帯の増加など、社会情勢の変化による要因も挙げられますが、主な要因として新規居住者の未加入が考えられます。そのため、町では転入された方に自治会活動や自治会の重要性、自治会長の連絡先を記載したチラシを配付しているほか、定期的に広報において自治会加入を促す記事を掲載するとともに、例年5月には特集を組み、全ての自治会長の氏名、顔写真を掲載することで、コミュニティ意識の形成に寄与しているものと考えております。そのほかにも様々な機会を捉え、自治会加入に関する呼びかけを行うなど、加入の促進に取り組んでおり、また各自治会においても、自治会長をはじめ、自治会の役員等の皆様が日頃から勧誘を行うなど、自治会の加入について御尽力をいただいているところでございます。

町では、協働推進課内に自治会活動サポートセンターを設置しており、引き続き自治会から寄せられる自治会活動に関する相談等に対応するとともに、自治会と町とのパイプ役として、また自治会と町が協働のまちづくりを推進する一助として自治会担当職員制度を導入したことにより、自治会と町職員との顔が見える関係が構築されつつあるほか、自治会担当職員による地域内巡視やその他の活動結果を共有することで、事業担当課だけでなく、庁内全体で地域の課題の把握に努めております。

さらに、長年据え置かれていた自治会への助成金等の増額を行うとともに、自治会活動の拠点であります自治会館の補修等に対する補助など、金銭的な支援を行っております。自治会は地域の住民の相互扶助の精神によって自主的・自立的に運営される自治組織であります。地域コミュニティの中核としての役割を担う、町にとって重要な協働のパートナーであることから、自治会の維持及び自治会活動のさらなる活性化に向けて、町といたしましても、人的及び金銭的支援を継続して行い、地域のコミュニティづくりの支援や自治会への加入促進に取り組んでまいりたいと考えております。

2つ目の「スポーツ施設を備えた公園・緑地の整備について」の「(1)、現状をどう評価するのか、また、今後の方針は。」との御質問ですが、議員御指摘のとおり、町内には「都市公園」と呼ばれる公園が4か所ございます。その4か所が相模金子駅前公園、金子児童公園、水神宮公園、金手児童公園でございます。そして、4か所の公園面積の合計は0.48ヘクタールとなっております。これにより、人口1人当たりの公園面積は0.28平方メートルとなっている状況です。

この数値につきましては、残念ながら神奈川県内で下位に位置している状況でございます。現在、整備を進めている仮称大井中央公園が完成しますと、2.4ヘクタールの公園面積が増えることにより、人口1人当たりの公園面積は1.69平方メートルとなり、数値が上昇することになりますが、それでも下位に位置することには変わりございません。この人口1人当たりの公園面積は良好な土地環境を形成する上で、長期的な観点に立って、都市公園を計画的に整備し、適切に管理していくため、都市公園がどの程度確保をされれば満足すべき生活環境となるかを定量的に明らかにする数値でございます。都市公園法施行令1条の2においては、「市町村の全区域における住民一人当たりの都市公園面積の標準について、「10平方メートル以上」を参酌すべき基準」と定められているところであります。これによりますと、本町の1.69平方メートルは満足のいく数値ではないと認識しているところです。

都市公園という位置づけとしては、述べたとおりでございますが、都市公園ではなく、比較的用户者が少なく小規模な既存の公園、おおいグリーンタウン公園、西大井第一公園、西大井第二公園、湘光園開発公園、中屋敷公園、西大井第三公園につきましては、民間の開発公園によって整備された公園であり、完成後、施設移管により、町に引き継がれた公園でございます。

また、そのほかの設置している公園として、上大井駅前公園、丁字ヶ原農村公園、仮称新湘光公園がございます。これらの都市公園以外の公園と仮称大井中央公園を含めた公園面積は5.7ヘクタールとなり、人口1人当たりの公園面積は3.36平方メートルとなり、公園面積が特に低いというレベルではないと考えております。現在のところ、仮称大井中央公園以外の都市公園の具体的な計画はございませんが、まずは仮称大井中央公園の整備に集中していきたいと考

えております。今後につきましては、公園整備には多額の財政負担を強いることを想定されますので、慎重に検討していきたいと考えております。

続きまして、「(2) 公園として酒匂川健楽ふれあい広場があり、軟式野球をはじめスポーツを兼ねて楽しめたが、大雨の影響で使用不能の状態である。今後の予定は。」との御質問でございますが、酒匂川健楽ふれあい広場は平成19年10月1日に『仮称「酒匂川健楽ふれあい広場」整備工事及び管理に関する協定』を松田町と本町が締結し、一般寄附金により整備し、平成20年5月から利用が開始されました。

協定書の第5条で施設の管理について定めており、その内容は施設の維持、修繕、占用の許可、そのほかの管理行為などの管理全般を松田町が行い、本町は維持管理費の半額を負担するものとなっております。ちなみに令和2年度当初予算での本町の負担金は90万円でございます。

また、協定書の第8条では、災害その他の事由により施設に被害が生じた場合は、松田町は速やかに本町に連絡し、両町協議の上措置を講ずるものとなっております。そして、協定書には記載してございませんが、施設利用の予約については、施設の管理に属するものとして、松田町が実施しております。

当該広場は、その地理的特性として、河川の水位が上昇した際に浸水してしまう場所に位置しており、土砂の流入等を防ぐことは非常に困難となっております。令和元年10月には台風19号の影響により、大雨で酒匂川の水位が上昇し、広場内に土砂の一部が流入するとともに、広場のり面の一部が崩れました。この影響により、人が広場内に入った際、崩落する等の危険性があったため、松田町と協議の上、今日に至るまで広場の利用を停止しております。

昨今の気候変動の状況を踏まえると、同様の被害が幾度となく発生することが想定されます。このような状況の中、大雨の影響による被災の都度、多額の予算を投じて修繕することは本町としては難しいと考えております。

また、本町としての当該広場の位置づけにつきましては、当初より誰もが自由に利用できる広場と位置づけをしており、公園の位置づけはしてございません。令和2年6月に開催いたしました所管課レベルでの当該広場に関する松田町との打合せの会議において、「整備工事及び管理に関する協定の解除」を申し入れ、協議をしている状況であります。

また、これまで、整備費を寄附いただいた方の御遺族や広場を利用していた町民の団体等から、広場の利用停止に関して御意見、御要望は頂いておりませんが、広場の利活用等に関する方向性につきましては、鋭意精査してまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、当該広場については、松田町との協定を締結してございますので、両町が納得する今後の方向性を引き続き協議していきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

- 6 番 御答弁いただきましたので、再質問をさせていただきたいと思っております。再質問で通告の答弁とダブることがあるかもしれませんが、よろしく願いをいたします。

まず、第1に「町と自治会との関わりについて」でございます。町にとって、自治会とは何かということ、私の質問と御答弁と、おおかた御答弁いただいた内容が一致するところも多く、共感が多いところではございますが、まず自治会にとって一番大切な意味で加入率について、お伺いいたします。まず、加入率の傾向が年々減少しているということですが、加入率の定義、これについてお伺いをいたしますが、どういう定義なのでしょうか。

協働推進課長 自治会の定義でございますが、自治基本条例の第8条で「自治会とは、まちづくりを町民が主体的に行うための中心的な役割を担う組織をいい、住民は、原則として自治会に加入しなければならない」というふうな規定となっております。

- 6 番 加入率について伺いました。

協働推進課長 加入率の定義でございますが、「町のほうの自治基本条例にある世帯数に対しまして、自治会から報告をいただいている加入率」に対して加入率というふうな形を取っております。

- 6 番 それでは、現在、先ほど7,037世帯分の5,217ということでしたが、未加入世帯につきましては分析はされていますでしょうか。

協働推進課長 自治会加入率の加入されていない方についての町としてのアンケート調査等を行ったわけではございませんので、明確に把握しているわけではございませんが、新規に大井町に居住される方が協働推進課のほうに来られる理由の中で、活動がよく分からないですとか、入る必要性を感じないとかいうふうな理由も考えるところではございますが、分母となる住民基本台帳に登録されている世帯

数のほうが世帯分離等により、増加しているというふうなことも低下の要因の1つというふうに考えております。

- 6 番 先ほどもお話ししましたが、自治会の加入率については、活性化していく意味で、加入率を上げていかなければいけないという御答弁もあったと思いますが、そういう意味では分析をする必要があるというふうに感じておりますが、その辺はいかがお考えでしょうか。

協働推進課長 加入されていない世帯をこちらのほうで調べ上げてアンケートを採るとするのは、なかなか難しい状況かなというふうに考えております。自治会加入率の加入の特効薬的なものは方策というのはないところでございますので、地道に粘り強く自治会の重要性等を理解していただき、自治会活動への参加を促していくというふうな方向しかないというふうな現状がございます。加入率の減少の要因は自治会ごと、地域性それぞれあると思いますけれども、町においても先ほど申し上げました転入時に自治会加入に関する案内を行ったり、また定期的に広報おおいに自治会加入を促す記事を掲載したり、また、先般全世帯対象の備蓄マスクの配布時において、自治会に加入されていない方にも配布と併せ、リーフレット等の配布をさせていただいたというふうなことでございます。

今後このような啓発活動を中心にやっていきたいというふうに考えております。

- 6 番 さらに伺いたいのですが、第6次総合計画の間見直しがあった中で、11月2日に傍聴させていただいたのですが、この中で自治会の加入率を上げる施策があるかと思えます。その報告では加入率を80%から78%に変更しますという報告だったと思うのですが、加入率をこうやって目標に掲げているわけですから、改めての質問ですが、加入していない世帯の分析というのは必須だろうというふうに考えるのですが、

その辺はもう一度伺いしますが、いかがでしょうか。

協働推進課長 加入されていない世帯の理由といいますか、なんで加入されていないかというふうな分析というふうなことでございますけれども、一般的なアンケート調査をやるというふうなことはちょっと考えはないところではございますけれども、大体のお話を聞いた中で、先ほど言いましたよく分からないですとか、必要性を感じない。また、きっかけがないとか、活動する時間がない。近隣との関わ

りが面倒だとかいうふうな内容が主なことになっておりますので、このような課題解決に向けて、町としてどういうことができるかというふうなことを今後もし組み込んでまいりたいというふうに考えております。

- 6 番 当自治会を例にとると、借家にお住まいの方とか、アパートにお住まいの方とか、そういった世帯が加入されていないケースが多く見受けられるというふうに感ずるところです。ぜひともこういった加入率アップのために分析等をしていただく必要があろうかというふうに思います。

次に、自治会の加入のタイミングについて伺うのですが、今現在、協働推進課で自治会加入の推進をしていくということですが、一般的に町へ引っ越されたときには、町民課さんが対応されていると思うのですが、町民課さんのほうではどういったような対応をされているのでしょうか。

町民課長 ただいまの御質問なのですが、先ほど答弁の中にもありますけれども、自治会の御案内ということで、この重要性などを示して、また自治会長さんの連絡先を示したチラシをお渡しした中で、また自治会の加入について促していくということでございます。

- 6 番 町民課さんのほうでパンフレットを配布ということですが、自治会はじゃあ何もしていないのかというと、そういうわけではなくて、引っ越しをされてきているお宅が分かれば、随時加入の促進をしているところですが、先ほど申しましたように、アパートとかは自治会では入退が把握できていない、できませんということで、住民は原則加入という基本条例にもありますように、住民同意のもと、自治会長へ連絡する方法を検討するというようなことは考えられないのでしょうか。御答弁をお願いします。

協働推進課長 新たに転入された方のほうから自治会長に連絡するというふうなことでよろしいですか。一応、今のところ個人情報というふうなこともございますので、またその方、転入されてきた方の了解といいますか、了承も必要になってくるというふうなところでございますので、今のところ転入された方には自治会長さんの御連絡先を提示をさせていただいて、転入された方から連絡をしていただくというふうなスタンスでいるわけでございますけれども、今後ほかのやり方があるかどうか検討はしてまいりたいというふうに考えております。

- 6 番 続きまして、加入のタイミングを逸してしまった場合、後から入るからとい

うふうに考えていた方が加入したいというような世帯も結構あると思うのですが、そういう場合、どういうふうなことを考えていられているのか、先日マスクが配られた際に、自治会加入促進についての文言も書いてあるのですが、もっといろいろ考えていただくべきだと思うのですが。例えば、未加入者に加入促進を図るために、自治会加入月間なるものを設けて加入促進をするとか、そういったことが必要かと考えていますがいかがでしょうか。

協働推進課長 例年5月に新しい自治会長さんの紹介と併せて自治会加入促進というふうな形で強化月間といいますか、そこに併せて自治会加入へ促しているというふうな状況でございます。

また、先日マスクの配布時に自治会に参加しましょうというふうなチラシを配布させてもらったのですが、もし、途中で加入したいと、入りたいというふうな方につきましては、協働推進課のほうに御連絡をいただいて、自治会長さんの連絡先をお教えするというふうな形でございます。

6 番 震災発生時についての自主防災イコール自治会というお話がありましたが、非自治会員については、発災時、自助・共助の中、どういうふうに考えていったらいいかお伺いしたいと思います。

防災安全課長 去年の総合防災訓練、こちらにおいて、自主防災で取り組む訓練の中に安否確認をぜひ重点的にやってほしいというようなところを自治会長さんをお願いした経緯がございます。そのときにも、やはり自治会に入っていない方の安否確認というのはどういったふうにやるのかというふうなところが課題というふうになりました。基本的には自治会に入っている方の安否確認が自治会、要は自主防災組織をお願いしたいところでございます、そういったところからすると、やはり行政といたしましては防災の観点からも自治会の加入を上げていきたいというふうな考えでございます。

そういったところから、総合防災訓練実施後に実は安否確認がとれた率、そういったものを広報でお示しして、そういったことから自治会の加入が必要なのですよというふうな呼びかけを自治会未加入の方々に読んでいただけるよというところで記事にさせていただいたところがございます。そういったところからすると、やはり自治会、自主防災の皆さんにお願いするのは、まずやはり自治会加入をされている方の安否確認等をお願いするような内容になって

くと思います。自治会に入っていない方のそういったところについては、やはり今後安否確認ができない部分については、分からない人をという安否が不明というふうなところでの個人名の発出というふうなところも全国の知事会等でそういったところの要望もあって、今後はそういったところの氏名の公表、そういったところができるような体制になりつつあるというふうにご考えられますので、対応といたしましては、そういったところではできるかなと考えております。

- 6 番 非自治会員についても、そういう意味では避難等の対象にするということでは、非常に自治会の加入者を上げるという意味では必要だろうと、逆に自治会の加入率を上げていかなければいけないということでも理解しました。加えて、障がい者であられる要支援者等も同じような考えで避難をするべきだということでもご考えるところですか。

続きまして、「平時に自治会が担う役割」ということで、御答弁ではちょっと質問の趣旨が私も悪かったのか、震災等については御答弁いただいておりますが、むしろ震災以外でも、町で困っている役割がありますので、そういう意味では先週の自治会担当役員の方がマスクを配布されたように、普段の業務以外にもなるのかもしれないですけども、ぜひ自治会をよく見ていただいて、自治会の問題点等を吸い上げていただくということが必要かなと思います。さらには、自治会役員と意見交換を行う等ができる環境であれば、進めていただきたいというふうにも思っております。

続きまして、公園緑地の関係でございますが、御答弁で理解をいたしました。大体5.7ヘクタールに総計なるということで、そういった公園を含めると、町としても近隣と比べてはそれほど公園が確保できていないわけではないということでも、最後に、1点だけ、本町は健康増進のためにビオトピアを抱えております。それで、率先して取り組む課題として、スポーツ公園等、スポーツに親しめる公園の整備が必要でないかという趣旨で、私は質問をさせていただいたんですけども。そういう意味では、スポーツ推進に対して、どういうふうにお考えなのか、ちょっと関連になってしまうのかもしれないんですけども、御答弁いただけるとありがたいです。

町 長 質問が2種類で関連してはいますが、どの部分を答えるのかなと思いますけ

ど、その前にビオトピアをスポーツ広場というふうなニュアンスで言われましたよね。それは、一応あそこは私有地ですので、町でどうのこうのと言える立場ではございませんので、利用をお願いすることはできません。現に芝生のところを利用させていただいています。通常ですと、かなりの金額を払わなければ利用できない、そういった場所ですので、あそこは公園のスポーツの一部のエリアに指定することはできないということになります。

そして今その次の、スポーツ振興をどのように考えているかということで、広場と関連してくるようですけど。それを誰が答えるか。

副 町 長 大変失礼をいたします。酒匂川のスポーツ広場につきましては、町長の答弁にございましたように、河川敷内に丸っきり入っていますので、昨今の気象の状況から考えれば、そこをたびたび整備していくのは非常に費用がかかるというような状況が、それはもう答弁したとおりです。

スポーツ推進全体で考えていけば、総合グラウンドがありますし、学校等のグラウンドも活用できるわけですから、その範囲の中でいろいろと、今新たにスポーツ公園みたいなものを整備するという考えはもっておりません。そういう既存の施設を利用して、スポーツ健康促進に寄与していきたいところです。

議 長 以上で、6番議員岡田幸二君の一般質問を終わります。

続いて、通告3番、5番議員山崎真弘君。

5 番 皆さん、通告3番、5番議員の山崎真弘でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

皆様におかれまして、新型コロナによって、経済が落ち込んで、多くの皆さんが感染の不安にあるところだというふうに思っています。私も医療従事者でございます。よくおじいちゃんやおばあちゃんと接すると、非常事態宣言が終わって、いつまた11月に入って、横浜、東京、また北海道、多くのところで新型コロナウイルスが蔓延し、そしてまた非常事態宣言以上に重症者が増えている。また、死亡者も増え始めてきた。そんな状況でございます。私はこの町がコロナウイルスが鎮まるまで待つのではなくて、これから町が何を学んで、そして何を備えるか、これが大切なのではないかなと思っています。現状に学んで、そして同じこと、またこれから新型コロナじゃないですよ。インフルエンザかもしれません。もっとすごい感染症が出てくるかもしれません。そういった中